



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年4月26日金曜日 第2465号

## ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	(情報政策課) ...	349
医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	349
施術機関の指定.....	( " ) ...	349
指定医療機関の名称の変更.....	( " ) ...	349
指定医療機関の廃止の届出.....	( " ) ...	349
医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定.....	( " ) ...	349
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	( " ) ...	350
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	( " ) ...	350
介護機関(特定福祉用具販売事業者)の指定.....	( " ) ...	351
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	( " ) ...	351
介護機関(地域包括支援センター)の指定.....	( " ) ...	352
介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定.....	( " ) ...	352
介護機関(居宅介護事業者)の変更(2件).....	( " ) ...	352
介護機関(特定福祉用具販売事業者)の変更.....	( " ) ...	353
介護機関(介護予防事業者)の変更(2件).....	( " ) ...	353
介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の変更.....	( " ) ...	353
介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	( " ) ...	354
介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出.....	( " ) ...	354
介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	( " ) ...	354
救急病院の名称及び開設者名の変更.....	(医療対策課) ...	355
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	355
解除予定保安林にする旨の通知.....	(森林整備課) ...	355
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	( " ) ...	355
土砂災害警戒区域の指定.....	(砂防課) ...	356
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	( " ) ...	356
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	(会計課) ...	357
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	( " ) ...	357
指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正.....	( " ) ...	357
土地改良区役員の就退任の届出(10件).....	(東予地方局農村整備課) ...	357
道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....	(東予地方局管理課) ...	360
道路の供用開始(県道落合久万線).....	( " ) ...	361
土地改良区役員の就退任の届出(7件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	361
土地改良区の定款変更の認可.....	( " ) ...	363
土地改良事業の計画の変更の認可(2件).....	( " ) ...	363
道路の区域変更(県道久米垣生線).....	(中予地方局管理課) ...	363
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	364
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	364
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...	364

## 正 誤

平成25年4月16日付け第2462号愛媛県規則第39号(愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則)中.....  
 .....(労政雇用課) ... 365

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第452号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
汎用コンピュータ等一式	愛媛県企画振興部 管理局情報政策課 システム運用グループ 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成25年 4月15日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	7,003,500円 (月額)	一般競争入札	平成25年 3月5日

○愛媛県告示第453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指 定 年 月 日
アイビー薬局穴井店	株式会社Y's コーポレーション	八幡浜市穴井3番耕地40 6番地5	平成25年 4月1日

○愛媛県告示第454号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

施術機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指 定 年 月 日
はしはま整骨院	平 原 克 也	今治市波止浜11-28ハッピープラザはしはま内	平成25年 3月18日

○愛媛県告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 療 機 関 の 名 称		開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新			
財団法人積善会附属十全総合病院	一般財団法人積善会十全総合病院	一般財団法人積善会	新居浜市北新町1-5	平成25年 4月1日
財団法人新居浜精神衛生研究所附属豊岡台病院	一般財団法人新居浜精神衛生研究所附属豊岡台病院	一般財団法人新居浜精神衛生研究所附属豊岡台病院	四国中央市豊岡町長田603-1	平成25年 4月1日

○愛媛県告示第456号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
露口歯科医院	露 口 晃 宏	伊予郡砥部町高尾田37	平成25年 2月21日

西 泉 薬 局	株式会社河洲薬局	新居浜市西泉町9-13	平成25年 3月16日
豊嶋整形外科医院	豊 嶋 義 彦	八幡浜市松柏乙1096	平成25年 3月31日
内 藤 医 院	内 藤 和 穂	新居浜市喜光地町1-13-6	平成25年 3月31日

○愛媛県告示第457号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社げんきステーション	宇和島市柿原甲840番地1	訪問看護げんきステーション	宇和島市三間町迫目47番地	平成25年4月1日

○愛媛県告示第458号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成25年4月26日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
ゴールデンアローライン株式会社	今治市波方町波方甲2555番地2	訪問入浴介護すまいる	今治市中堀二丁目6番16号	平成24年10月15日
株式会社アコンプリシー	松山市朝生田町6丁目2番5号	小規模多機能笑歩会今治	今治市馬越町3丁目2番23号	平成25年2月1日
ゴールデンアローライン株式会社	今治市波方町波方甲2555番地2	訪問介護すまいる	今治市中堀二丁目6番16号	平成25年2月11日
株式会社アクティブビジョン	今治市延喜甲31番地1	リハビリデイサービスセンター華蓮	今治市国分二丁目12番62号	平成25年3月1日
有限会社土香里	伊予市大平字片山甲225番地1	デイサービス・土香里	伊予市大平字片山甲225番地1	平成25年3月14日
医療法人健康会	四国中央市上分町716番地2	ヘルパーステーションいしかわ	四国中央市上分町408番地6	平成25年4月1日
医療法人健康会	四国中央市上分町716番地2	訪問看護ステーションいしかわ	四国中央市上分町716番地2	平成25年4月1日
医療法人健康会	四国中央市上分町716番地2	一般型通所介護いしかわ	四国中央市上分町738番地2	平成25年4月1日
医療法人健康会	四国中央市上分町716番地2	認知症対応型通所介護いしかわ	四国中央市金田町金川137番地5	平成25年4月1日
株式会社ふじ	新居浜市久保田町一丁目8番12号	サン訪問介護三島事業所	四国中央市中之庄町621番地1	平成25年4月1日
株式会社ふじ	新居浜市久保田町一丁目8番12号	介護プラザサン三島事業所	四国中央市中之庄町621番地1	平成25年4月1日
社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	軽費老人ホームケアハウスはまゆう	西予市明浜町狩浜2番耕地1208番地4	平成25年4月1日
有限会社戸田医療器	松山市南久米町971番地5パ ラドル南久米101号	訪問看護ステーション四国中央	四国中央市豊岡町大町135番地1サンパティーク101号	平成25年4月2日

○愛媛県告示第459号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成25年4月26日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人健康会	四国中央市上分町716番地2	指定居宅介護支援事業所いしかわ	四国中央市上分町408番地1	平成25年4月1日
株式会社ふじ	新居浜市久保田町一丁目8番12号	サン居宅介護三島事業所	四国中央市中之庄町621番地1	平成25年4月1日

## ○愛媛県告示第460号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成25年4月26日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社アスト	松山市朝生田町4丁目8-2	株式会社アストあつがるケアサービス	大洲市東大洲116番地	平成25年2月1日

## ○愛媛県告示第461号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成25年4月26日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
ゴールデンアローライン株式会社	今治市波方町波方甲2555番地2	訪問入浴介護すまいる	今治市中堀二丁目6番16号	平成24年10月15日
社会福祉法人亀天会	西条市三芳1535番地1	ヘルパーステーション鶴翠	西条市大野284番地1	平成25年1月1日
株式会社アコンプリシー	松山市朝生田町6丁目2番5号	小規模多機能笑歩会今治	今治市馬越町3丁目2番23号	平成25年2月1日
社会福祉法人亀天会	西条市三芳1535番地1	デイサービスセンター亀天荘	西条市大野190番地1	平成25年2月1日
ゴールデンアローライン株式会社	今治市波方町波方甲2555番地2	訪問介護すまいる	今治市中堀二丁目6番16号	平成25年2月11日
有限会社土香里	伊予市大平字片山甲225番地1	デイサービス・土香里	伊予市大平字片山甲225番地1	平成25年3月14日
医療法人健康会	四国中央市上分町716番地2	ヘルパーステーションいしかわ	四国中央市上分町408番地6	平成25年4月1日
医療法人健康会	四国中央市上分町716番地2	訪問看護ステーションいしかわ	四国中央市上分町716番地2	平成25年4月1日
医療法人健康会	四国中央市上分町716番地2	一般型通所介護いしかわ	四国中央市上分町738番地2	平成25年4月1日
医療法人健康会	四国中央市上分町716番地2	認知症対応型通所介護いしかわ	四国中央市金田町金川137番地5	平成25年4月1日

株式会社ふじ	新居浜市久保田町一丁目 8 番 12号	サン訪問介護三島事業所	四国中央市中之庄町621番地 1	平成25年 4月 1日
株式会社ふじ	新居浜市久保田町一丁目 8 番 12号	介護プラザサン三島事業所	四国中央市中之庄町621番地 1	平成25年 4月 1日
社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地 1	軽費老人ホームケアハウスはまゆう	西予市明浜町狩浜 2 番耕地12 08番地 4	平成25年 4月 1日
有限会社戸田医療器	松山市南久米町971番地 5 パラドール南久米101号	訪問看護ステーション四国中央	四国中央市豊岡町大町135番地 1 サンパティーク101号	平成25年 4月 2日

○愛媛県告示第462号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（地域包括支援センター）を次のように指定した。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（地域包括支援センター）の名称	主たる事務所の所在地	地域包括支援センターを行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人隆典会	今治市別名274番地	今治市地域包括支援センター西・南	今治市別名272番地	平成25年 4月 1日

○愛媛県告示第463号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社アスト	松山市朝生田町 4 丁目 8 - 2	株式会社アストあつぶるケアサービス	大洲市東大洲116番地	平成25年 2月 1日

○愛媛県告示第464号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
三泰商事株式会社	八幡浜市1478番地	（変更後） 介護支援ショップ大洲三泰商事株式会社	大洲市東大洲 9 - 2	平成24年 9月 3日
		（変更前） 介護支援ショップ大洲三泰商事株式会社		

○愛媛県告示第465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社武吉	今治市横田町一丁目6番3号	武吉ホームヘルプサービス東予	(変更後) 西条市三津屋南2番15号	平成24年12月25日
			(変更前) 西条市周布348番地8	

○愛媛県告示第466号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定福祉用具販売事業者）の特定福祉用具販売事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
三泰商事株式会社	八幡浜市1478番地	(変更後) 介護支援ショップ大洲三泰商事株式会社	大洲市東大洲9-2	平成24年9月3日
		(変更前) 介護支援ショップ大洲三泰商事株式会社		

○愛媛県告示第467号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
三泰商事株式会社	八幡浜市1478番地	(変更後) 介護支援ショップ大洲三泰商事株式会社	大洲市東大洲9-2	平成24年9月3日
		(変更前) 介護支援ショップ大洲三泰商事株式会社		

○愛媛県告示第468号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社武吉	今治市横田町一丁目6番3号	武吉ホームヘルプサービス東予	(変更後) 西条市三津屋南2番15号	平成24年12月25日
			(変更前) 西条市周布348番地8	

○愛媛県告示第469号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
三泰商事株式会社	八幡浜市1478番地	(変更後) 介護支援ショップ大洲三泰商事株式会社	大洲市東大洲9-2	平成24年9月3日
		(変更前) 介護支援ショップ大洲三泰商事株式会社		

○愛媛県告示第470号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
豊島義彦	八幡浜市松柏乙1096	豊嶋整形外科医院	八幡浜市松柏乙1096	平成25年3月31日
株式会社クリーンテック	西条市ひうち18番地9	デイサービスセンタークリーンテック	四国中央市中之庄町621-1	平成25年3月31日
株式会社クリーンテック	西条市ひうち18番地9	株式会社クリーンテック訪問介護サービス	四国中央市中之庄町621番地1	平成25年3月31日

○愛媛県告示第471号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社クリーンテック	西条市ひうち18番地9	株式会社クリーンテック居宅介護支援事業所	四国中央市中之庄町621-1	平成25年3月31日

○愛媛県告示第472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
豊島義彦	八幡浜市松柏乙1096	豊嶋整形外科医院	八幡浜市松柏乙1096	平成25年3月31日
株式会社クリーンテック	西条市ひうち18番地9	デイサービスセンタークリーンテック	四国中央市中之庄町621-1	平成25年3月31日
株式会社クリーンテック	西条市ひうち18番地9	株式会社クリーンテック訪問介護サービス	四国中央市中之庄町621番地1	平成25年3月31日

## ○愛媛県告示第473号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院から、次のとおり名称及び開設者名の変更の届出があった。

平成25年4月26日

愛媛県知事 中村時広

名 称		所 在 地	開 設 者 名	
変 更 前	変 更 後		変 更 前	変 更 後
財団法人積善会附属十全総合病院	一般財団法人積善会十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	財団法人積善会	一般財団法人積善会

## ○愛媛県告示第474号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年4月26日

愛媛県知事 中村時広

## 1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）アルペン東大洲店  
大洲市東大洲657番
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社アルペン  
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号  
代表取締役 水野 泰三
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社アルペン  
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号  
代表取締役 水野 泰三
- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年12月13日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,439平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
104台  
イ 駐輪場の収容台数  
9台  
ウ 荷さばき施設の面積  
43.0平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
12.75立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時30分  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時00分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

## 2 届出年月日

平成25年4月12日

## 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第475号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年4月26日

愛媛県知事 中村時広

## 1 解除予定保安林の所在場所

宇和島市蔭淵1077の2

## 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

## ○愛媛県告示第476号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年4月26日



愛媛県知事 中村 時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

昭和46年2月4日農林省告示第193号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第477号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成25年4月26日

愛媛県知事 中村 時広

土砂災害警戒区域		
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岡駄馬 504 - 1168	南宇和郡愛南町広見(次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、愛南土木事務所及び愛南町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第478号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成25年4月26日

愛媛県知事 中村 時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
権現町 504 - I - 25 43(1)	南宇和郡愛南町正木(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	権現町 504 - I - 25 43(1)	南宇和郡愛南町正木(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西組 - 1 504 - 1157 - 1	南宇和郡愛南町満倉(次の図のとおり)	土石流	西組 - 1 504 - 1157 - 1	南宇和郡愛南町満倉(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西組 - 2 504 - 1157 - 2	南宇和郡愛南町満倉(次の図のとおり)	土石流	西組 - 2 504 - 1157 - 2	南宇和郡愛南町満倉(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

西組 504 - 1158	南宇和郡愛南町満倉(次の図のとおり)	土石流	西組 504 - 1158	南宇和郡愛南町満倉(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
茶堂 504 - 1160	南宇和郡愛南町中川(次の図のとおり)	土石流	茶堂 504 - 1160	南宇和郡愛南町中川(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奈呂 504 - 1161	南宇和郡愛南町中川(次の図のとおり)	土石流	奈呂 504 - 1161	南宇和郡愛南町中川(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
道の川 504 - 1162	南宇和郡愛南町中川(次の図のとおり)	土石流	道の川 504 - 1162	南宇和郡愛南町中川(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中川 504 - 1163	南宇和郡愛南町中川(次の図のとおり)	土石流	中川 504 - 1163	南宇和郡愛南町中川(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
境石東川 - 1 504 - 1165 - 1	南宇和郡愛南町小山(次の図のとおり)	土石流	境石東川 - 1 504 - 1165 - 1	南宇和郡愛南町小山(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
祇園 - 1 504 - 1166 - 1	南宇和郡愛南町広見(次の図のとおり)	土石流	祇園 - 1 504 - 1166 - 1	南宇和郡愛南町広見(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
祇園 - 2 504 - 1166 - 2	南宇和郡愛南町広見(次の図のとおり)	土石流	祇園 - 2 504 - 1166 - 2	南宇和郡愛南町広見(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
駄馬 504 - 1167	南宇和郡愛南町広見(次の図のとおり)	土石流	駄馬 504 - 1167	南宇和郡愛南町広見(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
亀ノ串 504 - 1169	南宇和郡愛南町増田(次の図のとおり)	土石流	亀ノ串 504 - 1169	南宇和郡愛南町増田(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中屋 504 - 1170	南宇和郡愛南町増田(次の図のとおり)	土石流	中屋 504 - 1170	南宇和郡愛南町増田(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中組 - 1 504 - 1171 - 1	南宇和郡愛南町増田(次の図のとおり)	土石流	中組 - 1 504 - 1171 - 1	南宇和郡愛南町増田(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中組 - 2 504 - 1171 - 2	南宇和郡愛南町増田(次の図のとおり)	土石流	中組 - 2 504 - 1171 - 2	南宇和郡愛南町増田(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小谷口川 504 - 1172	南宇和郡愛南町増田(次の図のとおり)	土石流	小谷口川 504 - 1172	南宇和郡愛南町増田(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本村 504 - 1173	南宇和郡愛南町小山(次の図のとおり)	土石流	本村 504 - 1173	南宇和郡愛南町小山(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

本村 - 1 504 - 1174 - 1	南宇和郡愛南町小山 (次の図のとおり)	土石流	本村 - 1 504 - 1174 - 1	南宇和郡愛南町小山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本村 - 2 504 - 1174 - 2	南宇和郡愛南町小山 (次の図のとおり)	土石流	本村 - 2 504 - 1174 - 2	南宇和郡愛南町小山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

太田 504 - 1179	南宇和郡愛南町正木 (次の図のとおり)	土石流	太田 504 - 1179	南宇和郡愛南町正木 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
---------------	------------------------	-----	---------------	------------------------	-----	---------

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、愛南土木事務所及び愛南町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第479号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
八第24号	八幡浜市古町1丁目8-4	泉 公章	八幡浜市古町1丁目8-4	平成25年3月28日

○愛媛県告示第480号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
八第24号	八幡浜市古町1丁目8-4	泉 美恵子	八幡浜市古町1丁目8-4	平成25年3月28日

○愛媛県告示第481号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等(昭和48年9月愛媛県告示第822号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 省略 (二) 店舗の名称、位置等 1 収納代理総括店 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川銀行松山支店</td> <td>松山市二番町三丁目6番地 1</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> 2 省略	名 称	位 置	省略		香川銀行松山支店	松山市二番町三丁目6番地 1	省略		一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 省略 (二) 店舗の名称、位置等 1 収納代理総括店 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川銀行松山支店</td> <td>松山市千舟町四丁目5番地 4</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> 2 省略	名 称	位 置	省略		香川銀行松山支店	松山市千舟町四丁目5番地 4	省略	
名 称	位 置																
省略																	
香川銀行松山支店	松山市二番町三丁目6番地 1																
省略																	
名 称	位 置																
省略																	
香川銀行松山支店	松山市千舟町四丁目5番地 4																
省略																	

○愛媛県告示第482号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、

新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高橋 一博	新居浜市西町3-9

○愛媛県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青野 勝	西条市楠甲453番地9

○愛媛県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四国中央市川之江地区土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井原 巧	四国中央市三島宮川3丁目4番15号

○愛媛県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市阿島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井下 正光	新居浜市荷内町11-18
"	真鍋 勝幸	新居浜市多喜浜五丁目3-34
"	寺尾 俊行	新居浜市阿島三丁目1-49
"	伊藤 一男	新居浜市荷内町10-36
"	妻鳥 安博	新居浜市阿島三丁目2-3
"	岡田 洋郷	新居浜市阿島二丁目1-64
"	小野 一宏	新居浜市阿島四丁目14-23
"	佐々木 義克	新居浜市阿島四丁目1-12
監 事	井下 慎司	新居浜市荷内町7-33
"	猪川 勝博	新居浜市阿島二丁目12-11
"	加藤 譲	新居浜市阿島二丁目9-36

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井下 正光	新居浜市荷内町11-18
"	矢葺 弓助	新居浜市阿島三丁目7-19
"	真鍋 勝幸	新居浜市多喜浜五丁目3-34
"	伊藤 一男	新居浜市荷内町10-36
"	妻鳥 安博	新居浜市阿島三丁目2-3
"	寺尾 俊行	新居浜市阿島三丁目1-49
"	岡田 洋郷	新居浜市阿島二丁目1-64
"	小野 一宏	新居浜市阿島四丁目14-23
監 事	井下 慎司	新居浜市荷内町7-33
"	猪川 勝博	新居浜市阿島二丁目12-11
"	加藤 譲	新居浜市阿島二丁目9-36

○愛媛県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	古川 良樹	新居浜市瀬戸町12番2号
監 事	鈴木 邦宣	新居浜市星原町9番11号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	山内 義文	新居浜市星原町9番22号

○愛媛県告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市多喜浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐光 敏成	新居浜市多喜浜1丁目5番48号
"	近藤 裕也	新居浜市多喜浜3丁目4番78号
"	福田 良臣	新居浜市多喜浜5丁目10番1号
"	横井 直次	新居浜市楠崎1丁目8番71号
"	三好 勉	新居浜市多喜浜2丁目3番20号
"	永易 末雄	新居浜市松神子2丁目1番22号
"	園部 好考	新居浜市又野1丁目9番41号
"	佐々木 秀和	新居浜市垣生3丁目3番35号
"	伊藤 秋実	新居浜市垣生3丁目9番58号

"	佐々木 俊 孝	新居浜市垣生 3 丁目 4 番37号
監 事	新 田 典 俊	新居浜市多喜浜 4 丁目 7 番32号
"	田 中 未 広	新居浜市多喜浜 2 丁目 5 番56号
"	園 部 克 志	新居浜市垣生 4 丁目 1 番49号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐 光 敏 成	新居浜市多喜浜 1 丁目 5 番48号
"	近 藤 裕 也	新居浜市多喜浜 3 丁目 4 番78号
"	福 田 良 臣	新居浜市多喜浜 5 丁目10番 1号
"	横 井 郁 夫	新居浜市楠崎 1 丁目 5 番26号
"	三 好 勉	新居浜市多喜浜 2 丁目 3 番20号
"	佐 藤 重 信	新居浜市松神子 2 丁目 3 番 3号
"	田 中 悦 男	新居浜市楠崎 1 丁目 6 番 9号
"	伊 藤 秋 実	新居浜市垣生 3 丁目 9 番58号
"	岡 部 永 親	新居浜市垣生 3 丁目 6 番33号
"	佐々木 俊 孝	新居浜市垣生 3 丁目 4 番37号
監 事	新 田 典 俊	新居浜市多喜浜 4 丁目 7 番32号
"	永 易 末 雄	新居浜市松神子 2 丁目 1 番22号
"	佐々木 秀 和	新居浜市垣生 3 丁目 3 番35号

○愛媛県告示第488号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市角野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 岡 功 男	新居浜市御蔵町 9 - 11
"	松 本 健 治	新居浜市篠場町11 - 25
"	松 本 幸 久	新居浜市西連寺町一丁目 6 - 46
"	渡 邊 恵 一	新居浜市中筋町一丁目14 - 4
"	眞 鍋 哲 也	新居浜市中筋町一丁目 6 - 31
"	山 本 佑 造	新居浜市西泉町 7 - 8
"	石 川 雄 三	新居浜市宮原町 8 - 34
"	伊 藤 榮 基	新居浜市北内町一丁目10 - 12
"	木 村 康 男	新居浜市北内町一丁目 7 - 26
"	小 野 光 廣	新居浜市吉岡町13 - 32
"	原 國 紘	新居浜市角野新田町二丁目 7 - 16
"	本 田 甚 一	新居浜市角野新田町三丁目 5 - 16
監 事	白 石 徹	新居浜市北内町一丁目12 - 18
"	神 野 潔	新居浜市北内町四丁目 5 - 36

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 岡 功 男	新居浜市御蔵町 9 - 11
"	松 本 健 治	新居浜市篠場町11 - 25
"	松 本 幸 久	新居浜市西連寺町一丁目 6 - 46
"	渡 邊 恵 一	新居浜市中筋町一丁目14 - 4

"	杉 本 馨	新居浜市北内町四丁目 6 - 27
"	山 本 佑 造	新居浜市西泉町 7 - 8
"	石 川 雄 三	新居浜市宮原町 8 - 34
"	伊 藤 榮 基	新居浜市北内町一丁目10 - 12
"	渡 邊 政 幸	新居浜市北内町一丁目 2 - 1
"	小 野 光 廣	新居浜市吉岡町13 - 32
"	原 國 紘	新居浜市角野新田町二丁目 7 - 16
"	本 田 甚 一	新居浜市角野新田町三丁目 5 - 16
監 事	白 石 徹	新居浜市北内町一丁目12 - 18
"	神 野 潔	新居浜市北内町四丁目 5 - 36

○愛媛県告示第489号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市旦之上土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	合 田 信 隆	新居浜市萩生1404
"	竹 林 正	新居浜市萩生1776 - 2
"	寺 田 福 光	新居浜市大生院1002 - 1
"	高 塚 俊 司	新居浜市萩生1853
"	齋 藤 明 信	新居浜市萩生1649 - 4
"	井 上 紀 敏	新居浜市萩生1976 - 7
"	合 田 有 良	新居浜市萩生1408 - 3
"	藤 田 憲 明	新居浜市萩生1449
"	森 賀 啓 次	新居浜市大生院398
"	山 内 賀 好	新居浜市大生院91
"	村 上 和 之	新居浜市大生院1488 - 3
"	谷 口 宰 平	新居浜市萩生2072 - 1
監 事	竹 林 義 孝	新居浜市萩生1821 - 1
"	飯 尾 俊 一	新居浜市萩生2097 - 2
"	曾我部 功	新居浜市大生院111 - 9

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	合 田 信 隆	新居浜市萩生1404
"	小 野 英 雄	新居浜市萩生1694 - 4
"	寺 田 福 光	新居浜市大生院1002 - 1
"	久 枝 隆 治	新居浜市萩生1715
"	齋 藤 守 司	新居浜市萩生1989
"	井 上 紀 敏	新居浜市萩生1976 - 7
"	谷 口 巧	新居浜市萩生1380 - 1
"	野々下 忠 敏	新居浜市萩生1450 - 2
"	森 賀 啓 次	新居浜市大生院398
"	曾我部 功	新居浜市大生院111 - 9
"	明 石 保 夫	新居浜市大生院128
"	合 田 明 治	新居浜市萩生1371
監 事	藤 田 憲 明	新居浜市萩生1449
"	竹 林 義 孝	新居浜市萩生1821 - 1

〃	越 野 幸 男	新居浜市大生院188
---	---------	------------

○愛媛県告示第490号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市岸之下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 木 正 英	新居浜市萩生1219
〃	合 田 有 良	新居浜市萩生1408 - 3
〃	三 並 清 継	新居浜市萩生114 - 6
〃	森 賀 繁 則	新居浜市萩生1095 - 1
〃	森 忠 則	新居浜市萩生1137
〃	村 上 晋太郎	新居浜市萩生1347 - 5
〃	徳 永 秀 隆	新居浜市萩生1432 - 4
〃	森 賀 昇	新居浜市萩生1444
〃	守 谷 力 夫	新居浜市萩生495
〃	守 谷 秀 典	新居浜市萩生451
〃	神 野 鉄 治	新居浜市大生院514
〃	加 藤 弘 司	新居浜市大生院470 - 2
監 事	高 橋 博 敏	新居浜市萩生1175
〃	青 野 徹	新居浜市萩生1358 - 1
〃	伊 藤 慎 吾	新居浜市萩生487 - 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	飯 尾 利 治	新居浜市萩生1394
〃	松 木 正 英	新居浜市萩生1219
〃	森 賀 繁 則	新居浜市萩生1095 - 1
〃	三 並 清 継	新居浜市萩生114 - 6
〃	森 忠 則	新居浜市萩生1137
〃	村 上 晋太郎	新居浜市萩生1347 - 5
〃	徳 永 秀 隆	新居浜市萩生1432 - 4
〃	森 賀 昇	新居浜市萩生1444
〃	福 田 満壽夫	新居浜市萩生491
〃	福 田 惇 子	新居浜市萩生1006
〃	伊 藤 健 一	新居浜市大生院523
〃	加 藤 弘 司	新居浜市大生院470 - 2
監 事	合 田 明 治	新居浜市大生院1371
〃	福 田 勝 久	新居浜市大生院1008

○愛媛県告示第491号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市氷見土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秋 山 煉 一	西条市氷見丙1054番地
〃	丹 洋 詞	西条市氷見丙42番地
〃	守 木 利 久	西条市氷見丙960番地 2
〃	伊 藤 友 一	西条市氷見丙794番地 4
〃	安 藤 英 利	西条市氷見丙982番地10
〃	矢 葺 節 雄	西条市氷見乙267番地 1
〃	高 橋 保 雄	西条市氷見乙1749番地 8
〃	高 木 則 男	西条市氷見乙1089番地
〃	長谷川 孝 師	西条市氷見甲148番地
〃	丹 幸 臣	西条市氷見甲451番地
〃	松 本 真一郎	西条市野々市115番地 1
監 事	越 智 廣	西条市氷見丙562番地
〃	今 井 貞 美	西条市氷見乙1203番地 3
〃	丹 彦佐衛門	西条市氷見甲150番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秋 山 煉 一	西条市氷見丙1054番地
〃	秋 山 康 夫	西条市氷見丙1012番地
〃	高 橋 和 夫	西条市氷見丙618番地12
〃	丹 洋 詞	西条市氷見丙42番地
〃	丹 彦佐衛門	西条市氷見甲150番地
〃	戸 田 重 雄	西条市氷見甲65番地
〃	井 上 榮	西条市氷見乙1146番地
〃	岡 田 一 光	西条市氷見丙448番地
〃	高 橋 保 雄	西条市氷見乙1749番地 8
〃	藤 田 完	西条市氷見乙1339番地 1
〃	守 木 直 樹	西条市氷見乙1750番地17
〃	矢 葺 節 雄	西条市氷見乙267番地 1
〃	藤 原 丸 見	西条市氷見乙471番地 6
〃	日 野 晋 一	西条市氷見乙1462番地
監 事	今 井 貞 美	西条市氷見乙1203番地 3
〃	斉 藤 正 史	西条市氷見甲222番地
〃	永 井 哲 夫	西条市氷見乙1743番地 3

○愛媛県告示第492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市中西町1535番33から 同町1535番38まで	旧	メートル 11.0~27.2	キロメートル 0.073	
			新	11.0~27.2	0.073	

○愛媛県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	西条市丹原町鞍瀬庚370番3から 同市丹原町鞍瀬甲332番2まで	平成25年 5月 2日

○愛媛県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市久保田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽 太 郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 原 博 政	松山市久保田町356番地
"	池 内 文 典	松山市久保田町321番地 3
"	竹 田 安 重	松山市久保田町338番地
"	秀 野 隆 昭	松山市久保田町369番地
"	沼 野 貞 典	松山市久保田町365番地
"	嶋 屋 丈 夫	松山市久保田町341番地 2
監 事	小 川 邦 弘	松山市久保田町111番地 1
"	嶋 屋 忠 則	松山市久保田町367番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 原 博 政	松山市久保田町356番地
"	池 内 文 典	松山市久保田町321番地 3
"	竹 田 安 重	松山市久保田町338番地
"	秀 野 隆 昭	松山市久保田町369番地
"	沼 野 貞 典	松山市久保田町365番地
"	嶋 屋 丈 夫	松山市久保田町341番地 2
監 事	小 川 邦 弘	松山市久保田町111番地 1
"	嶋 屋 忠 則	松山市久保田町367番地

○愛媛県告示第495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市和泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽 太 郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	徳 永 哲	松山市和泉北三丁目 3 番22号
"	堀 内 悦 夫	松山市和泉北三丁目20番25号
"	大 野 幸 良	松山市和泉北三丁目 6 番12号
"	大 野 陽 一	松山市和泉北三丁目 3 番13号
"	堀 内 謙 一	松山市和泉北三丁目 8 番 5 号
"	堀 内 健 志	松山市和泉北三丁目 5 番10号
"	飯 泉 善 明	松山市和泉北三丁目13番32号
監 事	堀 内 影 久	松山市和泉北三丁目 7 番14号
"	大 野 耕 三	松山市和泉北三丁目 3 番12号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	徳 永 哲	松山市和泉北三丁目 3 番22号
"	堀 内 悦 夫	松山市和泉北三丁目20番25号
"	大 野 幸 良	松山市和泉北三丁目 6 番12号
"	大 野 陽 一	松山市和泉北三丁目 3 番13号
"	堀 内 謙 一	松山市和泉北三丁目 8 番 5 号
"	堀 内 健 志	松山市和泉北三丁目 5 番10号
"	飯 泉 善 明	松山市和泉北三丁目13番32号
監 事	堀 内 影 久	松山市和泉北三丁目 7 番14号
"	大 野 耕 三	松山市和泉北三丁目 3 番12号

○愛媛県告示第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市三町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽 太 郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 村 元 收	松山市三町三丁目14番15号
"	三 好 博 臣	松山市三町三丁目13番28号
"	石 丸 ヒサ子	松山市三町三丁目16番32号
"	石 丸 吉 子	松山市三町三丁目16番24号
"	日 野 哲 雄	松山市三町二丁目 4番10号
"	竹 村 寿 雄	松山市三町二丁目 4番 7号
"	高 石 年 雄	松山市三町二丁目15番12号
監 事	三 好 健次郎	松山市三町二丁目13番26号
"	村 上 健 一	松山市三町一丁目 3番10号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 村 元 收	松山市三町三丁目14番15号
"	三 好 博 臣	松山市三町三丁目13番28号
"	石 丸 ヒサ子	松山市三町三丁目16番32号
"	石 丸 吉 子	松山市三町三丁目16番24号
"	日 野 哲 雄	松山市三町二丁目 4番10号
"	竹 村 寿 雄	松山市三町二丁目 4番 7号
"	高 石 年 雄	松山市三町二丁目15番12号
監 事	三 好 健次郎	松山市三町二丁目13番26号
"	村 上 健 一	松山市三町一丁目 3番10号

○愛媛県告示第497号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市南吉田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	神 野 吾	松山市南吉田町1515番地
"	藤 内 栄	松山市南吉田町1056番地
"	堀 岡 公 男	松山市南吉田町2801番地
"	山 崎 保	松山市南吉田町1121番地
"	高 橋 寛	松山市南吉田町1776番地
"	関 谷 清	松山市南吉田町1052番地
"	伊 豫 田 彪	松山市南吉田町1105番地
"	鷓 箆 洋	松山市南吉田町910番地
"	関 谷 重 男	松山市南吉田町919番地
"	和 田 康次郎	松山市南吉田町1305番地 1
"	高 須 賀 宏 一	松山市南吉田町338番地 2
"	木 村 辰 夫	松山市南吉田町1796番地 3
監 事	新 田 時 宣	松山市南吉田町1098番地
"	土 屋 博 文	松山市南吉田町1050番地
"	村 上 壽	松山市南吉田町1801番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	神 野 吾	松山市南吉田町1515番地
"	藤 内 栄	松山市南吉田町1056番地
"	堀 岡 公 男	松山市南吉田町2801番地
"	山 崎 保	松山市南吉田町1121番地
"	高 橋 寛	松山市南吉田町1776番地
"	関 谷 清	松山市南吉田町1052番地
"	伊 豫 田 彪	松山市南吉田町1105番地
"	鷓 箆 洋	松山市南吉田町910番地
"	河 崎 文 夫	松山市南吉田町914番地
"	和 田 康次郎	松山市南吉田町1305番地 1
"	高 須 賀 宏 一	松山市南吉田町338番地 2
"	木 村 辰 夫	松山市南吉田町1796番地 3
監 事	新 田 時 宣	松山市南吉田町1098番地
"	土 屋 博 文	松山市南吉田町1050番地
"	神 野 満 行	松山市南吉田町1515番地

○愛媛県告示第498号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市伊台土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 久 富士男	松山市下伊台町809番地 2
"	松 本 泉	松山市下伊台町1003番地
"	寺 本 政 義	松山市下伊台町544番地
"	松 田 文 和	松山市上伊台町683番地
"	重 松 一 広	松山市下伊台町1733番地 2
"	吉 田 正 志	松山市下伊台町299番地 2
"	松 岡 孝 雄	松山市下伊台町1021番地
"	中 野 耕 治	松山市上伊台町142番地
"	河 野 正 幸	松山市下伊台町1708番地 6
"	岡 宮 寿	松山市上伊台町874番地
"	松 浦 景 一	松山市上伊台町912番地 4
"	中 野 博	松山市上伊台町145番地
"	川 端 悦 延	松山市上伊台町203番地
監 事	松 本 英 治	松山市下伊台町1776番地
"	山 本 公 弘	松山市下伊台町1005番地
"	松 田 保 憲	松山市上伊台町659番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 久 富士男	松山市下伊台町809番地 2
"	玉 井 義 明	松山市下伊台町1815番地
"	寺 本 政 義	松山市下伊台町544番地
"	松 田 文 和	松山市上伊台町683番地
"	重 松 一 広	松山市下伊台町1733番地 2

"	吉 田 正 志	松山市下伊台町299番地 2
"	松 岡 孝 雄	松山市下伊台町1021番地
"	山 本 公 弘	松山市下伊台町1005番地
"	河 野 正 幸	松山市下伊台町1708番地 6
"	山 本 誠	松山市上伊台町757番地
"	松 浦 景 一	松山市上伊台町912番地 4
"	中 野 博	松山市上伊台町145番地
"	川 端 悦 延	松山市上伊台町203番地
監 事	西 山 国 広	松山市下伊台町1458番地 2
"	三 好 清 敏	松山市下伊台町451番地
"	川 端 俊 典	松山市上伊台町205番地

○愛媛県告示第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市勝岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 勝 利	松山市勝岡町1268番地 2
"	大 野 信 良	松山市勝岡町1288番地 4
"	大 野 み き	松山市勝岡町2667番地
"	岡 本 邦 久	松山市勝岡町2511番地
"	徳 永 幸 子	松山市勝岡町2641番地
"	植 木 駒 夫	松山市勝岡町2558番地
監 事	岡 本 正 博	松山市勝岡町2611番地
"	原 運 久	松山市勝岡町2535番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 上 孝 夫	松山市勝岡町1102番地
"	大 野 勝 利	松山市勝岡町1268番地 2
"	大 野 み き	松山市勝岡町2667番地
"	岡 本 邦 久	松山市勝岡町2511番地
"	徳 永 幸 子	松山市勝岡町2641番地
"	植 木 駒 夫	松山市勝岡町2558番地
監 事	岡 本 正 博	松山市勝岡町2611番地
"	原 運 久	松山市勝岡町2535番地

○愛媛県告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市馬木町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

○愛媛県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 本 剛 三	松山市馬木町155番地
"	大 内 博 久	松山市馬木町198番地 1
"	野 中 弘 文	松山市馬木町96番地 1
"	須 賀 達 志	松山市馬木町106番地 1
"	野 本 泰 夫	松山市馬木町131番地
"	渡 部 淳 孝	松山市馬木町52番地
"	矢 野 健 次	松山市馬木町310番地
監 事	矢 野 之 祥	松山市馬木町103番地
"	須 賀 素 臣	松山市馬木町93番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 本 剛 三	松山市馬木町155番地
"	大 内 博 久	松山市馬木町198番地 1
"	野 中 弘 文	松山市馬木町96番地 1
"	須 賀 達 志	松山市馬木町106番地 1
"	野 本 泰 夫	松山市馬木町131番地
"	渡 部 淳 孝	松山市馬木町52番地
"	矢 野 健 次	松山市馬木町310番地
監 事	矢 野 幸 夫	松山市馬木町143番地
"	須 賀 素 臣	松山市馬木町93番地

○愛媛県告示第501号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松前町岡田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年 4月26日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

○愛媛県告示第502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市保和土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成25年 4月15日認可した。

平成25年 4月26日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

○愛媛県告示第503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市下林上土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成25年 4月15日認可した。

平成25年 4月26日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎



平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市市坪南二丁目303番2地先から 同市市坪北二丁目247番1地先まで	旧	メートル 6.3~19.5	キロメートル 0.062	
			新	6.3~7.3	0.062	

○愛媛県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市市坪南二丁目303番2地先から 同市市坪北二丁目247番1地先まで	平成25年 4月26日

○愛媛県告示第506号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 4月26日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
25中局建（開）第3号 平成25年 4月18日	伊予郡砥部町重光320番1及び320番2	伊予郡砥部町重光320番地1 沼 田 憲 二

○愛媛県告示第507号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月26日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 裕	大洲市徳森1989番地7
"	西 岡 道 泰	大洲市阿蔵甲1883番地19
"	大 野 新 策	大洲市阿蔵甲218番地1
"	西 野 洋 一	大洲市若宮826番地1
"	矢 野 猪三夫	大洲市東大洲61番地2
"	平 田 光 宏	大洲市平野町野田2105番地
"	大 谷 壽 昭	大洲市稲積10番地第7
"	西 山 岩 男	大洲市菅田町菅田甲1521番地
"	西 村 豊	大洲市菅田町宇津甲2440番地
"	山 下 勝 利	大洲市成能甲1180番地
"	胸 福 壽 男	大洲市柳沢甲1045番地
"	村 上 晃 一	大洲市新谷甲505番地
"	古 河 賢 一	大洲市喜多山丙36番地の2

"	窪 田 亀 一	大洲市春賀甲1200番地
"	後 藤 武 薫	大洲市八多喜町甲2178番地
"	山 本 虎 夫	大洲市上須戒乙675番地第2
監 事	上 田 繁 弘	大洲市西大洲甲587番地
"	河 村 清 史	大洲市森山甲23番地
"	矢 野 顯太郎	大洲市多田甲949番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 裕	大洲市徳森1989番地7
"	西 岡 道 泰	大洲市阿蔵甲1883番地19
"	大 野 新 策	大洲市阿蔵甲218番地1
"	武 田 和 敬	大洲市若宮863番地の1
"	堀 江 泰 幸	大洲市田口甲1982番地
"	奥 田 利 徳	大洲市平野町平地173番地1
"	大 谷 壽 昭	大洲市稲積10番地第7
"	柿 原 國 臣	大洲市菅田町菅田甲2645番地
"	姫 地 利 光	大洲市菅田町宇津甲2440番地
"	山 下 勝 利	大洲市成能甲1180番地
"	崎 岡 富 夫	大洲市柳沢甲1882番地
"	村 上 晃 一	大洲市新谷甲505番地
"	安 岡 秀 峰	大洲市恋木甲732番地

"	窪 田 亀 一	大洲市春賀甲1200番地
"	後 藤 武 薫	大洲市八多喜町甲2178番地
"	山 本 虎 夫	大洲市上須戒乙675番地第2
監 事	岩 田 博 明	大洲市西大洲甲1082番地2
"	堺 勝 俊	大洲市平野町野田63番地2
"	都 築 賢	大洲市米津甲409番地

正 誤

○正 誤

平成25年 4月16日付け第2462号愛媛県規則第39号（愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則）中

ページ	箇 所	誤	正
325	改正前欄中 上から17行目	、木工機械整備、	、木工機械整備、
325	改正後欄中 上から17行目	、 _____、	_____、